

荒廃農地再生利用促進事業補助金交付要綱

令和 3年 3月 16日

要 綱 第 18 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、耕作放棄等により荒廃した農地（以下「荒廃農地」という。）を農地として再生し、その利用を促進することによって農地の有効活用を図り、農業の持続的発展及び農村環境の維持保全を行うため、予算の範囲内において荒廃農地再生利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第2条 補助の対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

- (1) 猪名川町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が実施する農地利用状況調査において特に改善が困難であると判断された遊休農地
- (2) 農地利用状況調査に準じた方法により現地調査を行った結果、耕作されずに複数年が経過し、かつ、現状のままでは周辺農地に悪影響を与えることが明らかであり、特に改善が困難である遊休農地相当と町長が判断した農地

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、農業委員会が運営する猪名川町農地バンクに登録された対象農地につき所有権の移転又は賃借権若しくは使用貸借権の設定を受けた者（移転又は設定を受けることが確実と見込まれる者を含む。親族から所有権の移転を受ける場合を除く。）で、対象農地の再生作業及び対象農地における農作物等の栽培を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象農地において同様の趣旨の国又は県の補助事業により、補助金の交付を受けている場合は補助対象から除くものとする。

(補助金の種別及び交付基準)

第4条 補助金の交付の対象となる種別及び交付基準は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、荒廃農地再生利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図等の対象農地が分かる書類
- (2) 貸借等の契約が確認できる書類
- (3) 現況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で補助金の交付の可否を決定し、荒廃農地再生利用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は前項の補助金の交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第7条 前条第1項により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに荒廃農地再生利用促進事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、荒廃農地再生利用促進事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、荒廃農地再生利用促進事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 完了後の写真
- (2) その他町長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する事業実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒廃農地再生利用促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定により補助金額の確定を行った後、交付決定者から提出された補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定者に対し交付すべき補助金を交付せず、又は期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容等に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	補助金交付基準		
	交付条件	作業等の内容	補助率等
(1) 再生利用活動	荒廃農地を再生し、長期間継続（3年以上）した耕作又は保全が見込まれること。	深耕、整地、傷害物除去、土壌改良	10a当たり50,000円以内
(2) 農作物等作付活動	(1)の活動を行った補助対象者が再生された当該農地で農作物又は景観作物の作付を行うこと。	推奨作物の栽培（そば）	10a当たり20,000円以内
		その他の作物又は景観作物の栽培	10a当たり10,000円以内

備考

- 1 再生・作付面積に1a未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- 2 基準により算出した補助金に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- 3 (1)については、同一の補助対象者が同一の対象農地において交付される回数は1回を限度とし、(2)については、(1)の活動を行った同一の補助対象者が同一の対象農地において交付される回数は合計3回（年間1回）を限度とする。